

議案第62号

鳥取県警察職員定員条例の一部改正について

次のとおり鳥取県警察職員定員条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成24年2月20日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例

鳥取県警察職員定員条例（昭和32年鳥取県条例第14号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(定員)	(定員)

第2条 職員の定員は、次に掲げるとおりとする。

(1) 警察官 1,200人

ア及びイ 略

ウ 警部補・巡査部長 663人

エ 巡査（警察教養施設において新任者として教育訓練中のものを含む。） 348人

(2) 略

2 職員で休職中の者、自己啓発等休業をしている者、育児休業をしている者、海外随伴休暇を取得している者、警察本部長が定める長期にわたる研修に派遣している者及び鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号）第3条第1号に規定する派遣職員である者については、前項の規定にかかわらず、同項に定める定員の外に置くことができる。

3 略

附 則

1～5 略

6 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に限り、第2条第1項第1号及び附則第4項の規定にかかわらず、次の表の左

第2条 職員の定員は、次に掲げるとおりとする。

(1) 警察官 1,193人

ア及びイ 略

ウ 警部補・巡査部長 659人

エ 巡査（警察教養施設において新任者として教育訓練中のものを含む。） 345人

(2) 略

2 職員で休職中の者、自己啓発等休業をしている者、育児休業をしている者、警察本部長が定める長期にわたる研修に派遣している者及び鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号）第3条第1号に規定する派遣職員である者については、前項の規定にかかわらず、同項に定める定員の外に置くことができる。

3 略

附 則

1～5 略

6 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に限り、第2条第1項第1号及び附則第4項の規定にかかわらず、次の表の左

欄に掲げる警察官について、同号に定める定員に同表の右欄に定める員数を加えて置くことができる。

警視	1人
略	

欄に掲げる警察官について、同号に定める定員に同表の右欄に定める員数を加えて置くことができる。

警部	1人
略	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。